

本歌取り論成立と藤原俊成

小森智慧（沖縄県立芸術大学）

新古今時代において確立された「本歌取り」の技法論には、藤原俊成・定家父子の影響が最も大きいと考えられている。俊成は当代歌壇の中心人物で歌合の名判詞とも称されたが、その判詞において、本歌取りによる作歌を初めて公的に評価し始めた人物でもあった。また、「本歌」という語を初めて用いたのも俊成であった事が先行研究において指摘されている。そのため俊成は、本歌取りの最初の本格的な推奨者であると考えられてきた。

本歌取りは当時広く流行していたが、「古歌の一節を引用して新しく作歌する」という技法の性格上、盗作問題と密接に結び付き非難される風潮が根強くあった。俊成以後の歌人らによって「本歌を取る」と呼ばれるようになるまでは、「古歌を盗む」と呼ばれていた事にも当時の世情が窺える。

しかし今日の先行研究によって、俊成以前の歌人らの間にも、本歌取りを積極的に評価しようとする動きが少しずつ高まっていた事が明らかになってきた。彼らの本歌取り論を時代に沿って見ていくと、当初の論は「詠み益し」と呼ばれる「引用した古歌を超えるものであるならば良い」という限定的な肯定がほとんどであった。それに対して俊成の師である藤原基俊の論になると、「詞は違うが心は同じなので良くない」と評している判詞があり、この事はただ「詠み益すことができれば良い」と述べていたものから、時代と共に論がより深く展開されていった事が分かる。ところが基俊は、技法自体は否定しないが、歌合のような公的な晴れの場では用いるべきではないとする態度をとっていた。

本発表では、まず俊成以前の本歌取り論と俊成の本歌取り論を比較し、双方の論の相違点を浮かび上がらせる。その上で、それ以前の論から差異が生じる事となった俊成本歌取り論の、背景にある思想・影響関係についての考察を試みる。

歌合判詞の読解を通して浮かび上がってくる俊成の本歌取り論は、本歌取りを用いて作歌する事を認めた上で、更にどのような本歌取りが良くてどのようなものが良くないかという、評価の明確な基準設定を試みていたものであった事が分かる。それら詳細な設定は、後に本歌取り論を確立させた定家の論にも引き継がれる「引用した詞の配置」や「心を変化させる」等の技巧的な問題点にも及ぶが、後者は師である基俊の論の影響が示唆される。

しかしながら、俊成の論には前時代の歌人らの論とは異なった特徴がある。それは本歌取りによる作歌に限らず、判詞の際に頻繁に古歌や物語などの古典作品を引き合いに出し、「古歌(または古言ども)を覚えて優に聞ゆ」と、古典作品が想起されるような作歌を高く評価していた点である。歌を鑑賞する際に古典作品を想起するという事は、本歌取りにおいて、引用した和歌とそれを元にした新作歌との、重層的な内容の構造を鑑賞する事に通ずると言える。よって、この姿勢が俊成の本歌取り論を形成する一助になったと考えられる。